

「北條霞亭」拾遺

尾形 仵

鷗外が史伝「北條霞亭」の筆を執る端緒となったのは、その嵯峨幽栖の事蹟に強く憧憬の念をそそられたことだった。

すなわち鷗外は霞亭伝の「その一」に、こう書いている。

霞亭の事蹟は頼山陽の墓碣銘に由つて世に知られてゐる。文中わたくしに興味を覚えしめたのは、主として霞亭の嵯峨生活である。霞亭は學成りて未だ仕へざる三十二歳の時、弟碧山一人を擧して嵯峨に棲み、其状態逸傳中の人に似てゐた。わたくしは嘗て少うして大學を出でた比、此の如き夢の胸裡に往來したことが

ある。しかしわたくしは其事の理想として懐くべくして、行實に現すべからざるを謂つてこれを致す道を
ずるだに及ばずして罷んだ。彼霞亭は何ぞ。敢てこれを爲した。霞亭は奈何にしてこれを能くしたのであらうか。是がわたくしの曾て提起した問である。

霞亭が嵯峨に隱栖の日を送つたのは、文化八年（一八一）三十二歳の二月から翌九年二月にかけてのことである。鷗外は、的矢書牘・『嵯峨樵歌』『歳寒堂遺稿』等によつて、その一年間の事を叙するのに、「その四十三」から「その五十四」に至る十二章の紙数を費している。だが、その筆は霞亭の動靜を探ることに終始して、かれがか

つて提起した問である。「霞亭は奈何にしてこれを能くしたのであらうか」という問題には答えていない。また、その間における霞亭の胸懷や、その隱栖に関する同時代人の評価等についても伝えるところがない。

さきに私は「鷗外『北条霞亭』史料目録」(『成城国文学論集』第十七輯、昭和60・8)解説中に、霞亭の詩友河崎敬軒の遺稿『敬軒日記』を引いて、霞亭の隱栖とその所産である『嵯峨樵歌』の刊行に關し伊勢の恒心社詩友たちの物心両面にわたる絶大な援助があつたことをあげ、併せて先賢の隱を慕う嵯峨における霞亭の心藻の一端を窺うべき資料を紹介した。『敬軒日記』の記述を通して透視されるところによれば、詩友たちはあたかも、それぞれに神宮御師という職務に繫縛される自分たちの代わりに、社中の俊秀である志摩の処士霞亭を、その隱の志を遂げさせ詩集を完成させることによって、中央の詩壇に押し出そうと、一丸となつて協力を惜しまなかつたように見える。

たまたま昨昭和六十一年初秋、霞亭の郷里志摩国的矢を再訪した私は、霞亭の弟立敬の後裔にあたる谷潤一氏の幹旋によつて、この霞亭の嵯峨栖居にかかわる、谷岡龍二氏蔵の書簡一通を寓目するを得た。谷岡氏もまた立敬の後裔

にあたる一族の一人である。

発信人は、西村昌言。『新伊勢度会人物誌』によれば、通称兵大夫、字子賛。恒心社盟友の一人で、天明二年(一七八二)の生まれとあるから、霞亭より二歳年少だった。鷗外が「その百二十七」に、的矢書牘中「西村兵大夫より便有之候」云々とある霞亭の書簡を引いて、「兵大夫は或は(西村)及時の嗣子歟」と言っているのは誤りで、『人物誌』には西村昌純の甥でその養嗣子になったとある。年代はずれるが幕末期の『山田師職銘監』(『端垣』昭和52・7)に「西村兵大夫」の名跡が見え、これもまた御師の一人だった。

原簡は、初めが破れているが、縦一五・九糎、横一二六・八糎。全文、漢文で書かれているので、まず原文に句・読・訓点を施した形で掲げ、後に書き下し文に改めたものを添えることにしよう。(破損部を——で示す)

先生則チ畜ヘ名ヲ
抱キトモ、絶倫之識ヲ、道末レ及バ試ムニ。

何為レ遠ク挙ク高ク引キテ而無キヤ復回ラコト志ツ也。請フ更ニ
一タビ出テ都下ニ講誦以テ為レサシコトヲ業ト。未ニ必ズ不トセシモ勝
山林独善之徒ニ矣。倘或イハ遇ハバ好道之君ヲ篤ク師ニ事シ

之ニ聘シテ使^レラニ与^ニ其ノ政柄^ニ、則^チ所^レ仕^{フル}之^ノ邦、内^ニ以^テ行^ニ德化^一、外^ニ足^リ以^テ革^{ムル}ニ流俗^ヲ。若^クク^ンバ、斯^ノ則^ニ雖^モ世祿^ノ之^ノ国^一、幾^バタカ^ク有^リ可^キ為^ル者^一、兼^テ善^ク天下^ヲ。其^ノ功豈^シトセ^ンヤ^一之^ノ乎。然後^ニ退^リ居^シ山林^ノ寓^ニ樂^ムニ釣耕^ヲ、亦^レ未^レ為^ル晚^シト矣。斯^レ可^キ謂^フ行^ニ蔵^以レテ時^ヲ出^ス所^レ恆^ト宜^キ也。且^ニ以^テ先生^ノ之^ノ学問^ノ文章^ヲ独^リ無^クラシヤ掃^ニ除^{スル}天下^ノ之心^上乎。僕^也驚^キ下^ノ庸劣[、]安^シン^テ敢^ヘテ擬^シシヤ驂^駟之^ノ步^趨ニ哉。乃^チ不^レ顧^ミ愚陋^ヲ吐^キ露^ス鄙^夷。冀^クハ其^レ一^ク辭^シテ峨^卓而^レ速^カニ出^テ都^下ニ。実^ニ所^レ望^ム於^テ先生^ニ也。若^シ夫^レ著^ス書^ヲ万^卷——有^リテ出^ス所^レ而^レ異^也。雖^レ然^リト野^ニ有^ルハ遺^賢、聖^代ノ所^レ愧^{フル}。先生^一タビ出^テ行^ニ道^ヲ於^テ世^ニ、不^レ独^リ先生^ノ之^ノ幸[、]ミナ^ラス^レ亦^ニ国家^ノ之^ノ幸^也。請^フ少^シシテ下^ニ雅^意ヲ万^賜採^納セ^バ、幸^々甚^々。巴^調一^篇、請^フ、賜^ラン^ト玉^斧ヲ。海^物三^品、謹^シテ供^ス厨^下ニ。便^郵経^テ宿^ヲ恐^ル腐^爛傷^ハン^コト^ヲ貴^体ヲ。乞^フ先^リ視^テ氣^色一^ヲ而^レ後^且下^ニ芳^筋也。賢^弟立^敬君[、]安^否不^レ堪^ハ懷^想也。時^下氷^雪凜^然、臘^底無^シ幾^日モ。惟^ニ加^食自^重ヲ。臨^ミテ書^ニ不^レ堪^ハ區^々懷^慨之^至リニ。十二月十有^六日

教下生西昌言恐惶頓首拜

奉

大碩彦霞亭北先生

経帳

雪余初^メ出^テ敵^ニ蕪^青ニ南海^ノ青苔^味澹^清歲^晚贈^レ君^ニ此^ニ微^物一杯^且有^リ故^郷ノ情

〔訳読〕

(破 損) 先生則ち名(破損)を畜(破)損)絶倫の識を抱けども、道未だ試むるに及ばず。何すれぞ遠く挙げ高く引きて復志を回らすこと無きや。請ふ、更に一たび都下に出でて、講誦以て業となさんことを。未だ必ずしも山林独善の徒に勝らずとせず。尚し或いは好道の君の篤く之に師事し聘して其の政柄に与らしむるに遇はば、則ち仕ふる所の邦、内以て徳化を行ひ、外以て流俗を革むるに足らん。斯の若くんば、則ち世祿の国と雖も幾ばくか為すべきもの有り、兼ねて天下を善くす。其の功豈之を尠しとせんや。然る後に山林の寓に退居し釣耕を樂しむも、亦未だ晚しと為さず。斯れ行蔵時を以てし出所宜しきに恆ふと謂ふべきなり。且つ先生の学問文章を以て独り天下を掃除するの心無からんや。僕や驂馬庸劣、安んぞ敢へて驂駟の步趨に擬せんや。及ち愚陋を顧

みず鄙衷を吐露す。冀こひねがはくは其れ一たび峨阜がふを辞して速やかに都下に出でんことを。実に先生に望む所なり。若し夫それ著書万卷（破 損）出所有りて異なり。然りと雖も野に遺賢有るは聖代の愧はづる所也。先生一たび出でて道を世に行はば、独り先生の幸ひのみならず、斯またれ亦国家の幸ひなり。請ふ、少しく雅意を下し万賜採納せば幸々甚々。

巴調一篇、請ふ、玉斧ぎよくふを賜はらんことを。

海物三品、謹んで厨下ちうかに供す。便郵しゆく宿を経て腐爛貴体を傷きはんことを恐る。乞ふ、先づ気色を視て後且しほく芳筋ほうしんを下さんことを。

賢弟立敬君の安否懐想に堪へず。

時下水雪凜然、臘底幾日も無し。加滄かえん自重ちゆうじゆうを惟おもふ。書に臨みて区々慷慨の至りに堪へず。

十二月十有六日

教下生西昌言恐惶頓首拜

奉

大碩霞亭北先生

絳帳

雪余初めて出でて蕪青むせいに敵ひかふ 南海の青苔あおむす味澹清
歳晚君に贈る此の微物 一杯且つ有らん故郷の情

書簡は文面から推し嵯峨隱栖中の霞亭に宛てたもので、日付の十二月十六日が文化八年のそれであることはいふまでもない。十一月二日付および翌九年一月十一日付の父道有宛霞亭書簡によれば、当時霞亭は嵯峨天龍寺門前の方丈の隱居所梅陽軒に家弟立敬とともに栖居していた。昌言は伊勢山田からその梅陽軒に宛てて、七言絶句（文中の「巴調」とは南方鄙陋の地の詩歌の調の意で、自作の詩に対する謙称）一篇を添え、歳暮の音物として青苔など郷土の産物三種を贈るに際し、所懐をつらねて郵遞に託したのである。その言わんとするところは、「冀はくは其れ一たび峨阜を辞して速やかに都下に出でんことを」、つまり、霞亭ほどの才学を具えた人物がいつまでも嵯峨に引きこもつてばかりいないで、早く京都市中に出て来て講業の門を開くように、という勧告に尽きている。市中に出てその存在を世に知られ、もし好学の諸侯に招聘されて政治に参与し、道を天下に布くことができたらば、ひとり霞亭の幸いであるばかりでなく、国家の幸いというべきである。隱栖はその功を遂げてからでも遅くはないではないか、というわけだ。「教下生」と称しながら、而立の年にあたる昌言としては、自分よりわずか二歳の年長にすぎない霞亭が嵯峨に

引っ込んで若隠居をきめ込んでいたことが、伎癢にたえないといった趣がその文面に溢れている。

これはひとり昌言のみの所懐であつたらうか。それとも、恒心社詩友全員の気持ちがある程度代弁するものであつたのか。翌年二月の芳野遊行への河崎敬軒の同行、四月、市中柳馬場の霞亭新居から木屋町への転宅に際しての敬軒の尽力、十一月、洛東聖護院村の空宅購入に際しての恒心社詩友への経済的援助の要請といった、後につづく一連の経緯から推測すれば、どうも後者であつたような気が私にはする（そのほかのケースでも、恒心社詩友の霞亭宛書簡には、社中の意向を代表したものが多い）。『敬軒日記』によれば、確かに詩友たちは嵯峨における「霞亭の筆硯の費を助」けるために、うち寄つて金員を醸出した。また、『嵯峨樵歌』の校正に協力してもいる。つまり、かれらは霞亭が嵯峨に閑居して詩篇を完成することを期待した。しかし、『嵯峨樵歌』刊行の目鼻がついた以上は、京都市中に引っ張り出し、伊勢の地方詩壇である山田恒心社の生んだ輝ける星として、さらにそれ以上の活躍を囑望したい、というのが全員の暗黙のうちに期待するところであつたのではあるまいか。

そうした暗黙の期待にもとづく物心両面の詩友たちの援助があつてこそ、霞亭は鷗外の羨んだ嵯峨隱栖の挙を「能くしたのであらう」と思われる。一方、前記十一月二日付道有宛書簡によれば、霞亭のほうでもそのころすでに、弟立敬の医術修学の便を配慮し、市中への転居について、ひそかに「山田社中へも此頃相談に及び」、十月末に嵯峨を見舞つた社友宇仁館雨航を通じて、恒心社の盟主である「山口（凹巷）其外の口上等」も聞いていた。したがって、霞亭の方寸の中に、昌言の言う「講誦」の門を開くことや、「好道の君」に遇つて「政柄に与」り「天下を掃除する」の下心があつたかどうかは、付度のかぎりではないが、この書簡が嵯峨隱栖をうち切り市中転宅への行動に踏み切るのに、一つのきっかけを与えるものとなつたことは確かだろう。

いずれにせよ、本書簡は、霞亭の嵯峨幽栖をめぐる周囲の詩人たちの見かたや、その人物に対する大きな期待を窺わせるものとして、逸することのできない資料といえる。

霞亭の生涯を通じての最大の転機といふべきは、文化十年（一八二三）三十四歳の時、当代きつての大詩人として

汎く尊崇された備後神辺の菅茶山に見込まれて、その廉塾の都講（塾頭）に迎えられ、つづいて同十二年、三十六歳にして茶山の姪井上氏敬を配せられたことであろう。霞亭が後年、昌言が期待したように、老中阿部正精に召し出され、三十人扶持大目付格儒官兼奥話として、「学問と政事と相通じ」「一藩の風俗をも正しく」する任を託されるようになるのも、これを機縁とする。

茶山の懇望により、文化十一年の二月ごろから始まった霞亭と敬との結婚問題について、鷗外は「その六十八」から始め六十九・七十三・七十五・七十六・七十八・七十九・八十の八章で触れ、また先作『伊沢蘭軒』の「その七十八」でも触れている。

ただし、『伊沢蘭軒』に「茶山が此年文化十二年秋の半に蘭軒に與へた書はかうである」と言つて、

留私宅に志摩人北條讓四郎と申もの留守をたのみおき候。此人よくよみ候故、私女姪二十六七になり候寡婦御坐候にめあはせ、菅三と申姪孫生長迄の中繼にいたし候積、しほらく 姑思案仕候。

の文面を紹介する書簡は、茶山の江戸出府留守の年次ならびにこの縁談の経緯からいって、「文化十一年」と改めら

るべきだろう。

ところで、かつて私はある辞典の小項目で「北条霞亭」を執筆した際、右の文面に「中繼」と見えるところから、「茶山の養嗣子となる」と書いたところ、編集部から関連項目の内容と齟齬するという理由で訂正を申し込まれ、「養嗣子」の文字を削つて「茶山の姪を娶る」と改めたことがある。霞亭が茶山の懇望を受けて、子連れの未亡人であるその姪井上氏敬を娶つたことは確かだが、はたしてそれは茶山の養嗣子となつたことを意味するのか、それとも単に伯父・甥の關係になつたことを意味するのであろうか。この点については最初に詩友佐藤子文を介して相談を受けた茶山の内意を、文化十一年四月二十日付で郷里の兄弟立敬に伝えた霞亭書簡にも、「かの人いつまでも独身かみひまうすまじくに而も叶かみひまうすまじく申問敷、此方姪女配偶いたしもらみたきとの思召のよし」と見えるのみで、明らかでない。

しかるに、ここにこの問題にかかわる書簡二通がある。ともに前簡と同じく谷岡氏の蔵するところ。神辺よりの矢の父道有に宛てたものと、これに対する道有よりの返簡とが一組みになっており、まず前者（奉書二つ折、縦一八・八種、横五二・四種）から紹介しよう。

追啓、追々寒氣可二相催、随分御自愛專要候。

十一月朔日

惟実

未レ得二貴意候得共、一筆啓上仕候。時下寒冷二

菅波武十郎

候処、先以貴家御揃、弥御安泰可被レ成御座奉二

維廉

敬賀二候。次二弊屋無レ恙罷在候。乍レ憚御省念可レ

被レ下候。近來者御同苗様、廉塾へ御逗留被レ下、一同

大喜仕候。今般者久し振二而御対面被レ成、皆様御

歎可レ被レ成奉レ察候。扱太中儀、及老年候得共、

相統仕候者無レ之ニ付、先達而勢州佐藤吉太夫殿ヲ以

内々申上置候通、讓四郎様御儀、太中養子ニ御囉

申度旨、親類共一同相願申儀ニ御座候。太中儀も

及二御聞被レ下候通、主用ニ付、関東へ罷越、今以

帰国不レ仕候得共、何分ニも前文之通、私共より申

上、御承知も被レ下、留主中芽度御引請申呉度旨、

毎々申越候。此段御承知被レ下度奉二憑（望）とも）

上候。乍レ憚御家内様へも宜御執成被レ下度奉二憑

（望）とも）上候。太中家内も宜様申上呉度申候。

右、為レ可レ得二貴意ニ如レ斯御座候。

恐謹謹言

備後神辺駅

江原与兵衛

北条道有様

参。人々御中

発信人連名の一人菅波武十郎は、「川北本庄屋系図」(西
薇雜俎)昭和14)「本莊屋久治郎世代之大略」(日本都市生活
資料集成)八、昭和52)によれば、神辺駅東本陣久次郎家の
六代当主。江原与平は久次郎四之分家(初代は菅波を名のつ
たが、二代目より江原に復す)の三代目。ちなみに茶山(太
中・晋帥)は、久次郎三ノ分家(新宅)の出である。菅は菅
波を中国ふう一字姓で称したものにほかならない。

茶山は文化十一年五月、福山侯阿部正精の命を受けて出
府し、翌十二年三月末に帰郷した。したがって、「太中儀
(中略)主用ニ付、関東へ罷越、今以帰国不レ仕」とあるこ
の書簡の日付「十一月朔日」は文化十一年のそれで、本書
簡は茶山の留守中、茶山の意を体し、親戚総代の名をもつ
て、正式に縁談を申し入れたものということになる。鷗外
未載録の十一月十八日付立敬宛霞亭書簡によれば、霞亭は
このことの相談のため、十一月一日に神辺を発つて二十日

到的矢に帰省しているから、これはその際霞亭が携行し、道有の見に入れたことだろう。「今般者久し振ニ而御対面被_レ成、皆様御欲可_レ被_レ成」とは、そのことを想定して書かれた文言である。

右によれば、「太中儀、及老年一候得共、相統仕候者無_レ之ニ付（中略）讓四郎様御儀、太中養子、御囉申度旨、親類共一同相願申儀ニ御座候」と書かれている。これは明らかに養嗣子となることを懇請したものと解されねばならぬだろう。

それに対する道有の返書の内容は、次のとおりである。原簡は奉書二つ折、縦一八・八糎、横五二・四糎。これが的矢に残存したのは、それが草稿の書だったからである。

尚々、菅氏御家内様へ可_レ然被_レ仰達。可_レ被_レ下候様、奉_レ頼候。時節寒威相募候。折角御厭可_レ被_レ遊候。以上。

御手教辱_レ拜見仕候。未_レ得_レ貴意一候得共、愈御堅勝被_レ成_ニ御揃、珍重之至奉_レ存候。随而私方無事罷在候。乍_レ憚御安意可_レ被_レ下候。然_レ者去秋以来、讓四郎参上仕罷在、御懇意被_レ成_下一候由、承知仕、辱奉_レ存候。将又、先達而より山口角太夫・佐藤吉太夫を以

御相談被_レ下候、讓四郎廉塾講師相統候儀、太中様始御一統御動被_レ下候由、御厚意之段、於_ニ此方_一も大慶仕候。（下に「此」抹消）何様彼安心仕候義ニ（下に「候」脱）ハ、（下に「何れとも」抹消）御相談被_レ下候而、御取（下に「計被_レ下候様奉_レ頼候」抹消）究可_レ被_レ下候。御聞及も可_レ被_レ下候、元來彼義ハ弊家嫡子ニ御座候処、少年より何歎本志有_レ之趣ニ而、東西漂泊仕、愚夫も無_レ是非_ニ其意_ニ仕せ置候。此度、其御地永住相成候へバ、遠境とハ申ながら、安心仕候。乍_レ去、生質偏屈、氣隨者ニ御座候。其御心得被_レ下候而、万端心付不_レ申候義等者、無_レ御遠慮、御開諭可_レ被_レ下奉_レ頼候。（下に「太中様御帰国も候ハ、可_レ然御相談被_レ下候而、御取究可_レ被_レ下候」抹消）右、御請迄、如_レ斯御座候。恐惶謹言

十二月

菅波武十郎様
江原与兵衛様

参 人々御中

文中、「先達而より山口角太夫・佐藤吉太夫を以御相談

「被下候」とあるのは、茶山が出府途次の五月二十二日、関で山口凹巷・佐藤子文と落ち合い、この縁組について謀ったことをさしたるもの。本簡には養子とも養嗣子とも見えないが、「廉塾講師相続候儀」とか「其御水永住相成候へバ」というのは、そのことを謙退し婉曲に言つたものと解していい。さすが霞亭の父だけあつて、行き届いた文面はその老熟の手柄を偲ばせるが、なかならず「少年より何歟本志有_レ之候趣三而、東西漂泊仕、愚夫も無_レ是非_三其意ニ任せ置候」とか「生質偏屈、氣随者ニ御座候」といつた文言には、父性愛がにじみ出ている。

ともあれ道有は、菅波家からの正式の申し入れに対して、「於_三此方_も大慶仕候」「安心仕候」「御請迄、如斯御座候」と言つて応諾したのである。この二通の書簡によつて、養嗣子が否かという問題には一応結着がついたかのように見える。

だが、問題はそれだけでは終わらなかつた。というのは、鷗外が「その七十九」に引く文化十二年四月二十一日付立敬宛霞亭書簡追記中、「本月十九日婚事相調」つたことを報じた後に、

披露之義は菅翁姪甥と申ものにて、小兒（菅三惟繩）

之義はつれ子と仕候而、則私子分にいたし候。先は此兒に菅氏をたてさし候内意に御坐候。

という文言が見えるからである。世間に公表するところは、茶山と姪・甥という形にした。というのは、先に引いた親類一同から正式申入れ書に言う、「相続」者として「太中養子ニ御囃申度旨」とは、大きく食い違ふ。

思うにこれは、霞亭の性行から判じて、一介の処士である非才の自分が表向き茶山の養嗣子となることを憚る謙退の気持ちと、嫡男として北条の名跡はあくまでも残しておきたいという素志にもとづく、霞亭の強い意向から、そうなつたものであらう。とすれば、敬との結婚による茶山と霞亭との関係は、内実としては養父・養子、表向きは伯父・甥ということになる。辞典の記述としては、「茶山の姪を娶る」のほうが穏やかか。

茶山は、本莊屋久次郎三ノ分家である上本莊屋長作家の三代当主を弟圭二に譲り、上本莊屋一ノ分家の初代となつてゐた。霞亭は、系図の上では、その上本莊屋二ノ分家の初代にあげられている。これは霞亭が茶山隠居前に先立つて没したからである。だが、もし霞亭がその後も寿を保つたとしても、菅三成人を待つて、菅三をして上本莊屋一ノ

分家の二代を継がしめ、自らは退いて、「此兒に菅氏をたてさし候」という茶山の遺志の実現を図つたことだろう。

ここに、霞亭が結婚して日も浅いころ、茶山から霞亭に宛てた一通の書簡がある。両者の関係の内実面、つまり家庭内における両者の関係を窺うべき好資料として、ついでに紹介しておこう。原簡は縦一六・〇糎、横二九・三糎。塩出ツネ代家の所蔵にかかる。神辺町の郷土史研究家林多恵子女史の厚意により、そのコピーを被見するを得たものである。

御手教拝見、御尤ニ御座候。しかし、雞永鳴手あらひ口漱と申ことを、毎日さやうにしては、つゞかぬもの。毎朝はやく見廻はれては、親も難義なるべしと申人御坐候。これは書のみやう一筋ニ候よし。私申上候は、保平婦り申候而、御相談ニ及可申と申事ニて御坐候。先夫までは、右之通ニ被レ成可レ被レ下候。其時相さだめ可申候。兼々申上候こと、私も短慮ニ御坐候而、ことに不辨ニ御坐候故、申事一人人ニ入不申、人のいらへ候も不聡にて、や、もすれば意見を誤ニより、入くみ候事ハ（以上六字書入れ）多く人

をたのみ候而談候事ニ御坐候。何分四五日之こと、御待可被レ下候。此間、昏四五枚ニ、申上候ことをかき候。保平ニ一通見せ候而、其上得貴意ニ可申と存候。それには事訳も御坐候。此間申候は、先それ迄の事にて、其上商量仕候ことに御坐候。左様思召可被レ下候。以上

七月五日

人ニハ私意多候物。人ニきかせ候へバ、人のおもわくをも思候而、少々ハへり候物ニ候。これまた、私が私意をおさへ候ため也。

霞亭様

帥

本書簡は、文字もかなり難読だが、文章もまた、いわゆる家庭内言語でつづられていて、第三者からは文意を容易につかみにくい。「御手教拝見、御尤ニ御坐候」と書き出されているから、霞亭からの手紙に應えたものであることは確かである。

次に「雞永鳴手あらひ口漱と申すこと」とあるのは、『礼記』内則に「婦事ニ舅姑、如事ニ父母。雞初鳴、咸盥漱、櫛、櫛、綖、笄、綵、衣紳。（中略）以適ニ父母舅姑之所。及所、下レ氣、怡レ声、問ニ衣、煖、疾、痛、苛、癢、而

1. 普洱茶之種類
 2. 普洱茶之產地
 3. 普洱茶之製法
 4. 普洱茶之品質
 5. 普洱茶之飲法
 6. 普洱茶之功效
 7. 普洱茶之歷史
 8. 普洱茶之文化
 9. 普洱茶之經濟
 10. 普洱茶之未來

敬而仰^{ツシメテモウシヤ}、播之^{ハクシ}、出入^{スルニハ}、則或^{チイハ}、先或^{イハ}、後而敬扶^{レテ}持之^ス。
(中略) 問^レ所^レ欲^{スル}而敬進^{ミテ}レ之^ラ、(中略) 父母舅姑必嘗^スレ之^ヲ
而後退^ニ」とあるのをさしたるもの。内則は家庭内における儀
則のことで、嫁が舅姑に仕えるには、父母に仕えるごと
く、一番鶏が鳴いたら、起きて顔や手を洗い、髪を櫛けづ
り^{こしがい}并^いと総^{かざ}で調べ、きちんと衣服を着けて、さまざま
のを用意し、父母もしくは舅姑のもとへ行く。行ったら氣
を静め声を和らげ、着る物の暑さ寒さ、体の痛い痒いなど
を問うて、鄭重にさすつたり搔いたりして仕え、室の出入
りには先になり後になりして手を添える。そして舅姑の望
みを尋ねて食物を進め、それを口にするのを見てから退出
するように、という心得が説かれている。

四月十九日に結婚をすませた霞亭は、当座廉塾に茶山夫
妻と同居生活をつづけたが、廉塾とはスーブの冷めない距
離にある前記菅波武十郎家(東本陣)の東隣に建てられた
新居(さらにその東隣に前記江原与兵衛の屋敷がある)へ、七
月五日に引き移った。事は七月十九日付で道有に宛てた江
原与兵衛・菅波武十郎連名書簡に、「先生旧宅も今般普請
出来、当月五日、讓四郎様御夫婦共日柄能御移被^レ成、
重々芽出度奉^レ存候」とあることよって明らかである。

思うに霞亭は新居へ移るに際し、居を異にすることになつても、朝は妻を茶山本宅に遣し洒掃・厨房の事に当たらせるといった、今後の家事手助けの方針について、茶山のもとへ一書を書き遺して行つたのではあるまいか。そしてそれに対して即日返書を認め霞亭新居へ届けさせたのが、この「七月五日」付の茶山書簡ではなかつたらうか。

茶山は「毎日さやうにしてはつゝかぬもの」、お前さんが言うように、毎日、まるで「礼記」内則を絵に書いたような勤めかたをしては、とうてい長続きはしないものだ、と危ぶむ。また、「毎朝はやく見廻はれては」親も迷惑だらうと言う人もいる。そういうやりかたは書物の読みかたが一面的にすぎるといふものだそうだと他人の意見に託して自分の迷惑を申し立ててもいる。「と申人」とは、あるいは茶山夫人か。いずれにしてもそれは、霞亭の家事手伝いに関する申し出を謝絶し、せつかく新居が落成し別居することになった霞亭夫妻に、自分たちの家庭生活を大事にさせてやろうという、茶山の苦勞人らしい親心から出たものであろう。

尤もそれ以前に、茶山の側にも霞亭のそのような申し出を誘うべき言辭があつたらしい。それは、以下に「私申候

は、保平帰り申候而、御相談ニ及可申、と申ニて御坐候」といふ、ことわり書きめいた文言が見えるからだ。保平については（その百十一）に引く文政元年二月十五日付立敬宛霞亭書簡に、「此書状、近処千田と申処の河相保平と申人に頼候。（中略）此人は此地に而無、二懇意、内外世話いたしく候人に候」と見え、鷗外は「保平は菅氏と親善であつた河相周平の嗣子である」と注している。おそらく菅家の雑用を手伝っていたのであろう。霞亭の引越し當時、保平は留守だった。あるいは茶山としても、詳しくは保平が帰つてから相談するとして、それまでは別居しても今までどおり家事を見てほしい、ぐらいのことは言つたかも知れない。それを霞亭は今後恒常のこととして、家事手伝いの方針を書き遺して行つた。さてこそ茶山は急遽この書状に及んだ、という次第ではあるまいか。

茶山としてはすでに、「申上候こと」、すなわち別居後の家事分掌の心得を「昏四五枚ニ」認めていた。それを保平にも見せた上、相談しようと思つていたところだ、と言ふ。そこには茶山の家父長としての慎重かつ毅然とした姿勢が示されている。

ただ、保平が帰るまでもう四五日待つて決めようとい

う、それだけのことを言うのに、自分も短気者で、殊に口べたなため、自分の言わんとすることが一々正確に相手に伝わらず、また相手の返事も耳が遠くてよく聞き違えたりするので、こみ入つたことは人を頼んで話すことにしているくらいだとか、人間には我意が多いもので、この手紙を書いたのも、書くことを通して相手の気持ちも考えることにより、自分の我意を抑えるためだなど、くどくど書きつらねているところは、天下の碩学の意外な半面を覗かせて、はたから見ればむしろほほえましい。信頼しきつた師弟の間柄とはいえ、他家から家庭内に迎えた人間となれば、やはりそれなりの遠慮・気兼ねは避けられなかつたわけだろう。

と読み解いてくれば、表向き「披露之義」としての「菅翁姪甥と申もの」とは異なつた、家庭内における茶山・霞亭の關係が浮かび上がってくる。家庭の内における儀則を説いた『礼記』内則の、殊に「婦事・舅姑」くだりを引いたと思われる「雞永鳴手あらひ口漱と申すこと」とか「親も難義なるべし」の文言は、實質的には両者が養父・養子の關係にあつたことを、明白に物語っている。そしてその上で、居を別にするに際しての両者の意向の食い違いは、

茶山の家父長としての姿勢を明確に示すと同時に、それぞれに相手を思いやり、かつ気兼ねし合う心理的ドラマをさえ、想像させないではない。

以上、瑣事ながら、管見に入った霞亭関係の未紹介書簡二、三をあげて、史伝「北條霞亭」の遺を拾ってきた。それは鷗外の遺漏をあげつらわんがためではない。地味で平凡な学者としての生活に終始した霞亭の生涯の究明に、「洋人の能はざる所に足を展ぶる」自負を託した晩年の鷗外の、学者としての「昂然」たる姿勢に限りないシンパシイをおぼえる一人として、私はただ、鷗外が隠逸伝ないし儒林伝中の人物として描き出した人々の肖像の中に、これら瑣事の穿鑿を通じて、いくらかでも生きた人間としての血を通わせることができたなら、と思っただけである。

(付記) 本稿を草するに際し、御襲蔵書簡の披見を許された谷岡龍二氏、御幹旋を蒙った谷潤一氏、塩出氏蔵の茶山書簡のコピーの恵送に与った上、菅波武十郎・江原与兵衛・河相保平ら神辺の先人に関する教示に浴した林多恵子女史らの方々の御厚意を深謝申しあげる。